

Q746. 企画業務型裁量労働制が適用される業務の具体例を教えてください。

1. 企画業務型裁量労働制が適用される業務

企画業務型裁量労働制が適用される業務について、労基法は、「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量に委ねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないうとする業務」と定めています（労基法38条の4第1項1号）。

告示では、次のとおり、対象業務となり得る例、なり得ない例について挙げています（平成11年12月27日労働省告示第149号、平成15年10月22日厚生労働省告示第353号大の1（2）ロ）。

2. 対象業務となり得る例

- ① 経営企画を担当する部署における業務のうち、経営状態・経営環境等について調査及び分析を行い、経営に関する計画を策定する業務
- ② 経営企画を担当する部署における業務のうち、現行の社内組織の問題点やその在り方等について調査及び分析を行い、新たな社内組織を編成する業務
- ③ 人事・労務を担当する部署における業務のうち、現行の人事制度の問題点やその在り方等について調査及び分析を行い、新たな人事制度を策定する業務
- ④ 人事・労務を担当する部署における業務のうち、業務の内容やその遂行のために必要とされる能力等について調査及び分析を行い、社員の教育・研修計画を策定する業務
- ⑤ 財務・経理を担当する部署における業務のうち、財務状態等について調査及び分析を行い、財務に関する計画を策定する業務
- ⑥ 広報を担当する部署における業務のうち、効果的な広報手法等について調査及び分析を行い、広報を企画・立案する業務
- ⑦ 営業に関する企画を担当する部署における業務のうち、営業成績や営業活動上

経営労働相談のご予約 TEL:03-3221-7137

の問題点等について調査及び分析を行い、企業全体の営業方針や取り扱う商品ごとの全社的な営業に関する計画を策定する業務

- ⑧ 生産に関する企画を担当する部署における業務のうち、生産効率や原材料等に係る市場の動向等について調査及び分析を行い、原材料等の調達計画も含め全社的な生産計画を策定する業務

3. 対象業務となり得ない例

- ① 経営に関する会議の庶務等の業務
- ② 人事記録の作成及び保管，給与の計算及び支払，各種保険の加入及び脱退，採用・研修の実施等の業務
- ③ 金銭の出納，財務諸表・会計帳簿の作成及び保管，租税の申告及び納付，予算・決算に係る計算等の業務
- ④ 広報誌の原稿の校正等の業務
- ⑤ 個別の営業活動の業務
- ⑥ 個別の製造等の作業，物品の買い付け等の業務

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成